

休眠会社・休眠一般法人の整理作業に関するお問い合わせ先一覧

令和3年10月1日現在

No	法務局・地方法務局名	郵便番号	所在地	電話番号
1	東京法務局	102-8225	東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎	(03) 5213-1234
2	横浜地方法務局	231-8411	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	(045) 641-7461
3	さいたま地方法務局	338-8513	さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎	(048) 851-1000
4	千葉地方法務局	260-8518	千葉市中央区中央港1-11-3	(043) 302-1311
5	水戸地方法務局	310-0061	水戸市北見町1-1 水戸法務総合庁舎	(029) 227-9911
6	宇都宮地方法務局	320-8515	宇都宮市小幡2-1-11 宇都宮法務総合庁舎	(028) 623-6333
7	前橋地方法務局	371-8535	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎	(027) 221-4466
8	静岡地方法務局	420-8650	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	(054) 254-3555
9	甲府地方法務局	400-8520	甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎	(055) 252-7151
10	長野地方法務局	380-0846	長野市大字長野旭町1108	(026) 235-6611
11	新潟地方法務局	951-8504	新潟市中央区西大畑町5191 新潟地方法務総合庁舎	(025) 222-1561
12	大阪法務局	540-8544	大阪市中央区谷町2-1-17 大阪第2法務合同庁舎	(06) 6942-1481
13	京都地方法務局	602-8577	京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197	(075) 231-0131
14	神戸地方法務局	650-0042	神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎	(078) 392-1821
15	奈良地方法務局	630-8301	奈良市高畑町552 奈良第2地方合同庁舎	(0742) 23-5534
16	大津地方法務局	520-8516	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎	(077) 522-4671
17	和歌山地方法務局	640-8552	和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎	(073) 422-5131
18	名古屋法務局	460-8513	名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	(052) 952-8111
19	津地方法務局	514-8503	津市丸之内26-8 津合同庁舎	(059) 228-4191
20	岐阜地方法務局	500-8729	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎	(058) 245-3181
21	福井地方法務局	910-8504	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	(0776) 22-5090
22	金沢地方法務局	921-8505	金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎	(076) 292-7810
23	富山地方法務局	930-0856	富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎	(076) 441-0550
24	広島法務局	730-8536	広島市中区上八丁堀6-30	(082) 228-5201
25	山口地方法務局	753-8577	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	(083) 922-2295
26	岡山地方法務局	700-8616	岡山市北区南方1-3-58	(086) 224-5656
27	鳥取地方法務局	680-0011	鳥取市東町2-302 鳥取第2地方合同庁舎	(0857) 22-2191
28	松江地方法務局	690-0001	松江市東朝日町192番地3	(0852) 32-4200
29	福岡法務局	810-8513	福岡市中央区舞鶴3-5-25	(092) 721-4570
30	佐賀地方法務局	840-0041	佐賀市城内2-10-20 佐賀合同庁舎	(0952) 26-2148
31	長崎地方法務局	850-8507	長崎市万才町8-16	(095) 826-8127
32	大分地方法務局	870-8513	大分市荷揚町7-5 大分法務総合庁舎	(097) 532-3161
33	熊本地方法務局	862-0971	熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎	(096) 364-2145
34	鹿児島地方法務局	890-8518	鹿児島市鴨池新町1-2	(099) 259-0680
35	宮崎地方法務局	880-8513	宮崎市別府町1-1 宮崎法務総合庁舎	(0985) 22-5124
36	那覇地方法務局	900-8544	那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎	(098) 854-7950
37	仙台法務局	980-8601	仙台市青葉区春日町7-25 仙台第3法務総合庁舎	(022) 225-5611
38	福島地方法務局	960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎	(024) 534-1111
39	山形地方法務局	990-0041	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎	(023) 625-1321
40	盛岡地方法務局	020-0045	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	(019) 624-1141
41	秋田地方法務局	010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	(018) 862-6531
42	青森地方法務局	030-8511	青森市長島1-3-5 青森第二合同庁舎	(017) 776-6231
43	札幌法務局	060-0808	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	(011) 709-2311
44	函館地方法務局	040-8533	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	(0138) 23-7511
45	旭川地方法務局	078-8502	旭川市宮前1条3-3-15 旭川合同庁舎	(0166) 38-1111
46	釧路地方法務局	085-8522	釧路市幸町10-3 釧路合同庁舎	(0154) 31-5000
47	高松法務局	760-8508	高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎	(087) 821-6191
48	徳島地方法務局	770-8512	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	(088) 622-4171
49	高知地方法務局	780-8509	高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎	(088) 822-3331
50	松山地方法務局	790-8505	松山市宮田町188-6 松山地方合同庁舎	(089) 932-0888

あなたの会社・法人、
登記を放置して
いませんか？

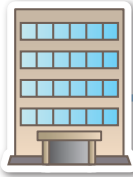


休眠会社・休眠一般法人の整理作業により

12年間登記をしていない株式会社
5年間登記をしていない一般社団法人
又は一般財団法人 } は、**解散**したものとみなされます。

事業継続中の会社・法人は、法務大臣による公告後**2か月以内**に管轄法務局に**届出又は登記をする必要があります**。
届出や登記手続については、法務局にお尋ねください。

法務省



登記の申請について

休眠会社・休眠一般法人の整理作業の対象になると、様々な手続が必要となります。これを避けるためには、本来申請すべき時期に登記(特に任期満了に伴う役員変更登記)の申請をしていただく必要があります。御自身の会社は大丈夫ですか？



休眠会社・休眠一般法人の整理作業について

全国の法務局では、平成26年度以降、毎年、休眠会社・休眠一般法人の整理作業を行うこととしています。

休眠会社又は休眠一般法人について、**法務大臣による公告及び登記所からの通知**がされ、この公告から2か月以内に**事業を廃止していない旨の届出又は役員変更等の登記**をしない場合には、**みなし解散の登記**がされます(この一連の手続を「休眠会社・休眠一般法人の整理作業」といいます。)

休眠会社・休眠一般法人とは

- ① 最後の登記から12年を経過している株式会社(会社法第472条の休眠会社。特例有限会社は含まれません。)
 - ② 最後の登記から5年を経過している一般社団法人又は一般財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第149条の休眠一般社団法人又は第203条の休眠一般財団法人。公益社団法人又は公益財団法人を含みます。併せて「休眠一般法人」といいます。)
- 12年以内又は5年以内に登記事項証明書や代表者の届出印の印鑑証明書の交付を受けていたかどうかは、関係がありません。

法務大臣による公告の日に、①又は②に該当する会社等は、法務大臣による公告の日から2か月以内に「まだ事業を廃止していない」旨の届出又は登記(役員変更等の登記)の申請をしない限り、解散したものとみなされ、登記官が職権で解散の登記をします。

ご不明な点は、お近くの法務局までお問合せください。



法務大臣による公告と登記所からの通知について

毎年、10月頃に、法務大臣による官報公告(休眠会社又は休眠一般法人は、2か月以内に「まだ事業を廃止していない」旨の届出をせず、登記もされないときは、解散したものとみなされる旨の公告)が行われます。

また、対象となる休眠会社・休眠一般法人に対しては、管轄の登記所から、法務大臣による公告が行われた旨の通知が発送されます。

なお、登記所からの通知が何らかの理由で届かない場合であっても、公告から2か月以内に「まだ事業を廃止していない」旨の届出又は役員変更等の登記をしない場合には、みなし解散の登記をする手続が進められますので、注意が必要です。

» 「まだ事業を廃止していない」旨の届出について

まだ事業を廃止していない休眠会社又は休眠一般法人は、公告から2か月以内に「まだ事業を廃止していない」旨の届出をする必要があります。

届出は、登記所からの通知書を利用して、所定の事項を記載し、登記所に郵送又は持参してください。

通知書を利用することができない場合には、書面に次の事項を記載し、提出してください。

また、代理人によって届出をするときは、委任状を添付してください。

「まだ事業を廃止していない」旨の届出をした場合であっても、必要な登記申請を行わない限り、翌年も「休眠会社・休眠一般法人の整理作業」の対象となりますので御注意ください。

必要な登記を申請した場合であっても、本来申請すべき時期に登記を怠っていた事実は解消されませんので、裁判所から過料が科せられる場合があります。(会社法第976条第1項)

【届出書に記載すべき事項】

(会社法施行規則第139条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第57条又は第65条)

- ① 商号、本店並びに代表者の氏名及び住所(休眠会社の場合) 名称、主たる事務所並びに代表者の氏名及び住所(休眠一般法人の場合)
- ② 代理人によって届出をするときは、その氏名及び住所
- ③ まだ事業を廃止していない旨
- ④ 届出の年月日
- ⑤ 登記所の表示

※不備があると、適式の届出として認められないことがありますので、正確に記載してください。

みなし解散の登記について

公告から2か月以内に「まだ事業を廃止していない」旨の届出がなく、役員変更等の登記も申請されなかった休眠会社又は休眠一般法人については、その2か月の期間の満了の時に解散したものとみなされ、登記官が職権で解散の登記をします。

なお、みなし解散の登記後3年以内に限り、

- ① 解散したものとみなされた株式会社は、株主総会の特別決議によって、株式会社を継続
- ② 解散したものとみなされた一般社団法人又は一般財団法人は、社員総会の特別決議又は評議員会の特別決議によって、法人を継続

することができます。

継続したときは、2週間以内に継続の登記の申請をする必要があります。

休眠会社・休眠一般法人の整理作業の流れ

